

令和7年2月13日

令和6年度第7回小金井市廃棄物減量等推進審議会次第

1 開 会

2 報 告

3 議 題

- (1) 令和7年度小金井市一般廃棄物処理計画について
- (2) 小金井市一般廃棄物処理基本計画等について
- (3) その他

# 令和7年度小金井市一般廃棄物処理計画

循環型都市『ごみゼロタウン小金井』  
～ごみを出さないライフスタイルへ～

(答申案)



令和7年4月1日

小金井市

# 目次

はじめに.....	1
計画の位置付け.....	2
小金井市のスローガン.....	2
第1章 基本計画に基づく施策の展開.....	3
第2章 一般廃棄物処理計画の実施状況.....	6
1. 令和5年（2023年）度までの一般廃棄物処理量.....	6
2. 令和6年（2024年）度一般廃棄物処理計画に掲げた施策.....	7
第3章 令和7年（2025年）度一般廃棄物処理計画.....	11
1. 一般廃棄物処理計画.....	11
2. プラスチック資源循環促進法への対応.....	12
3. 施策の展開.....	12
第4章 ごみ処理体制.....	15
1. 家庭系一般廃棄物.....	15
2. 事業系一般廃棄物.....	20
第5章 ごみ処理施設等に関する事項.....	22
1. 浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設.....	22
2. 小金井市野川クリーンセンター.....	22
3. メタウォーターサステナブルパークこがねい.....	23
4. 最終処分場・エコセメント化施設.....	23
第6章 動物の死体処理.....	24
1. 市へ届け出るもの.....	24
2. 市が収集するもの.....	24
3. 処理方法.....	24
第7章 その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項.....	25
1. 市が収集しない一般廃棄物.....	25
2. 処理方法の変更.....	25
3. 災害廃棄物.....	25
第8章 生活排水処理.....	26
1. 収集運搬.....	26
2. 処理.....	26

## 発生抑制に最優先に取り組み最大限のごみ減量を

### はじめに

小金井市（以下「本市」という。）では、令和2年3月に「小金井市一般廃棄物処理基本計画」（計画期間は令和2年度～12年度。以下「基本計画」という。）を策定し、発生抑制を最優先とした3Rの推進及び安全・安心・安定的な適正処理の推進を基本方針として、「循環型都市『ごみゼロタウン小金井』」を目指して取り組んでいます。

本市の可燃ごみ処理については、ごみ処理施設の設置及び運営等を共同で行うことを目的として、日野市、国分寺市とともに設立した浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設において、令和2年4月から共同処理を行っています。施設の所在する日野市の住民及び関係者に厚く御礼申し上げます。本市としては、与えられた役割を誠実に遂行し、その責任を果たしてまいります。

また、可燃ごみを焼却処理した後に発生する焼却灰については、本市を含む25市1町で構成される東京たま広域資源循環組合が運営する東京たまエコセメント化施設にて、エコセメントの原料としてリサイクル処理されています。施設の所在する日の出町の住民及び関係者に厚く御礼申し上げます。

令和4年8月の「小金井市野川クリーンセンター」の稼働に続き、令和7年3月にはプラスチックごみ・ペットボトル・空き缶・びん等の資源物処理施設が旧中間処理場敷地内に「メタウォーターサステナブルパークこがねい」として稼働を開始しました。このことをもって平成30年3月策定の「小金井市清掃関連施設整備計画」の目的であった循環型社会形成に資する施設の再配置及び適正処理の維持を図るための整備を終えました。本事業の推進に際し、当該施設周辺地域にお住まいの皆様並びに関係者に深く感謝申し上げます。

社会全体に目を向けると、新型コロナウイルス感染症により制限されていた社会経済活動も、令和5年5月8日に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」における新型コロナウイルス感染症の位置付けが5類感染症に分類されたことにより、**これまで取りやめていた事業の再開、経済活動の活性化に伴い、テレワーク等の普及に伴う商品運搬用の箱や容器が増加傾向にあった家庭から排出されるごみも、令和4年度以降はコロナ禍以前の量まで減少する等、落ち着きを取り戻してきています。**

**そのような中、食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第19号）では、国内で発生する食品ロスを2030年度までに半減（2000年度比）させることを目標として掲げているところ、環境省から公表された令和4年度の食品ロス発生推計値では事業所等の発生分については、削減目標を達成しました。**

しかしながら、家庭系については目標が達成できていないことから、家庭からの食品ロスを削減するための取組の強化が求められています。一方、令和4年4月にはプラスチックの資源循環を総合的に推進するためのプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号。以下「プラスチック資源循環促進法」という。）が施行され、容器のみならずプラスチック製品の再資源化、再商品化に向けた新たな仕組みを構築する必要に迫られていましたが、市では従前からプラスチックごみを分別回収していたことに加え、「メタウォーターサステナブルパークこがねい」の稼働により、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会に再商品化委託が可能な品質のベール（圧縮し、結束材で梱包して俵状にしたもの）を作成することができるようになりました。

本市は、武蔵小金井駅南口地区市街地再開発事業や東小金井駅北口土地区画整理事業等、市内全域でまちづくりが進んでいることに加え、更には武蔵小金井駅北口においても市街地再開発が予定されています。このことにより、市内の事業活動が更に活性化することも想定の上、事業所からごみの発生抑制にも関心をもって取り組んでいく必要があります。

こうした状況を踏まえながら、循環型社会の形成を目指すとともに、市内外の各施設周辺住民及び関係者の負担を少しでも軽減できるように、より一層のごみの減量及び資源化に努めるため、基本計画に基づき、市民・事業者・行政が一体となって発生抑制を最優先に取り組み、最大限のごみ減量を目指し、令和7年度一般廃棄物処理計画（以下「本計画」という。）を策定します。

## 計画の位置付け

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定に基づき策定した基本計画を具体的に実施するために年度ごとに定める実施計画です。

基本計画に掲げられた「循環型都市『ごみゼロタウン小金井』」を目指す将来像として、3Rを推進する持続可能な循環型社会の形成を目指します。

## 小金井市のスローガン



循環型都市「ごみゼロタウン小金井」  
～ごみを出さないライフスタイルへ～

基本計画における『目指す将来像』であり、非常事態宣言のサブタイトルでもあった「循環型都市「ごみゼロタウン小金井」」をスローガンとしています。サ

ブタイトルには、3Rの中でも「リデュース（発生抑制）」が最も重要であることから、ごみを出さないライフスタイルを市民の皆様の日常生活の中に定着させたいという思いを込めています。

## 第1章 基本計画に基づく施策の展開

### 基本方針と計画項目

「基本計画」では、「発生抑制を最優先とした3Rの推進」と「安全・安心・安定的な適正処理の推進」を基本方針として、この基本方針ごとに計画項目を定めています。

#### 【基本計画における基本方針と計画項目】

- 「発生抑制を最優先とした3Rの推進」では、次の8つを計画項目として定め、取組を展開します。
  - ① ごみを出さないライフスタイルの推進（リデュース）
  - ② 再使用の促進（リユース）
  - ③ 資源循環システムの構築（リサイクル）
  - ④ 分別・啓発活動の強化
  - ⑤ 環境教育・環境学習の推進
  - ⑥ 地域における3Rの推進
  - ⑦ 事業活動における3Rの推進
  - ⑧ 行政における3Rの推進
  
- 「安全・安心・安定的な適正処理の推進」では、次の3つを計画項目として定め、取組を展開します。
  - ① 安全・安心・安定的な収集・運搬の推進
  - ② 安全・安心・安定的な処理・処分の推進
  - ③ 廃棄物処理を支える体制の確立

#### (1) 発生抑制を最優先とした3Rの推進

可燃ごみの処理については、令和2年（2020年）4月から日野市、国分寺市とともに、浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設において共同処理が始まりました。また、不燃・粗大ごみ、資源物などの処理については、「小金井市清掃関連施設整備基本計画」に基づき、不燃・粗大ごみ積替え・保管施設

として小金井市野川クリーンセンターが令和4年8月に本格稼働を開始し、缶・ペットボトル・びん・プラスチックごみなどの資源物処理施設としてメタウォーターサステナブルパークこがねいが令和7年3月に本格稼働を開始しています。各処理施設の周辺住民及び関係者の負担を少しでも軽減するために、市民・事業者・行政が一丸となり引き続きごみ減量と資源化の取組を実践することが重要です。

「基本計画」では、本市における課題を踏まえ各取組内容を「充実」「強化」「重点」に区分していますが、その中でも特に『発生抑制を最優先とした3Rの推進』の各計画項目において「重点」と位置付けた項目の施策については、積極的に展開していく必要があります。

※基本計画における重点項目は下表のとおり。

### 基本計画における重点項目（抄）

計画項目	取組内容
1 ごみを出さないライフスタイルの推進（リデュース）	(1) 食品ロス削減の推進
2 再使用の促進（リユース）	(1) リユースルートの構築と円滑な運用の推進
3 資源循環システムの構築（リサイクル）	(3) 生ごみ資源化施策の推進
4 分別・啓発活動の強化	(5) 施策や取組の「見える化」による効果的な啓発の強化
5 環境教育・環境学習の推進	(1) 小・中学校を対象とした環境教育の推進 (2) 町会・自治会・子供会などの団体への環境学習の支援と推進
6 地域における3Rの推進	(1) ごみゼロ化推進員の活動の支援と推進
7 事業活動における3Rの推進	(2) 事業系ごみの発生抑制の推進
8 行政における3Rの推進	(1) 市職員に対するごみ減量・分別の周知徹底

(注) 取組内容に記載されている番号は、基本計画と一致させています。

(2) 安全・安心・安定的な適正処理の推進

安全・安心・安定的な適正処理の推進に向けて、「安全・安心・安定的な収

集・運搬の推進」「安全・安心・安定的な処理・処分の推進」「廃棄物処理を支える体制の確立」という3つの計画項目を定め、各施策の展開を図ります。

### 1. 安全・安心・安定的な収集・運搬の推進

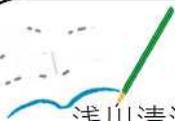
取 組 内 容
(1) 安全・安心・安定的な収集・運搬体制の確保
(2) ふれあい収集体制の推進

### 2. 安全・安心・安定的な処理・処分の推進

取 組 内 容
(1) 安全・安心・安定的な処理・処分体制の確保
(2) 中間処理量・最終処分量の削減
(3) 市が収集・処理していない廃棄物への対応
(4) 不法投棄防止体制の確立
(5) 施設の維持・管理のための組成分析の実施

### 3. 廃棄物処理を支える体制の確立

取 組 内 容
(1) 浅川清流環境組合及び構成市との連携
(2) 多摩地域の自治体・一部事務組合及び国・都との連携
(3) 市民・事業者・行政の連携体制の強化
(4) 清掃関連施設の整備
(5) 災害廃棄物処理計画に基づく体制の整備
(6) 一般廃棄物処理事業に係るコスト管理と情報公開
(7) 環境基金の有効活用



#### ～3市ごみ減量推進市民会議について～

浅川清流環境組合の構成市である3市（日野市・国分寺市・小金井市）の市民等が参加して平成30年から活動しており、2050年までに3市の可燃ごみ焼却量をゼロに近づけることを目標に掲げて、ごみ減量施策、情報発信等についての検討、意見交換等を行っています。

## 第2章 一般廃棄物処理計画の実施状況

### 1. 令和5年（2023年）度までの一般廃棄物処理量

#### (1) 一般廃棄物排出量（項目別）の推移

単位：t

	分別区分	R元	R2	R3	R4	R5
家庭系 一般廃棄物	燃やすごみ	11,783	12,408	12,304	11,985	11,579
	燃やさないごみ	1,443	1,636	1,552	1,400	1,314
	プラスチックごみ	2,250	2,375	2,317	2,223	2,129
	粗大ごみ	1,011	1,084	994	906	870
	有害ごみ	42	46	43	43	38
	資源物	8,696	9,139	8,784	8,591	8,161
	集団回収	1,500	1,384	1,340	1,299	1,229
	小計	26,725	※1 28,072	27,334	26,447	25,320
事業系 一般廃棄物	燃やすごみ	544	1,447	1,571	1,788	1,849
	燃やさないごみ	0	0	0	0	0
	小計	544	※2 1,447	1,571	1,788	1,849
合計		27,269	29,519	28,905	28,235	27,169

※1 家庭系一般廃棄物の排出量は、新型コロナウイルス感染症感染拡大による緊急事態宣言の発令、在宅ワークなど、家庭で過ごす時間が増えたことにより増加したと考えられます。

※2 事業系一般廃棄物の排出量は、小金井市が広域支援を受けている間、民間の一般廃棄物処理施設に搬入されていたものが、浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設の本格稼働開始に伴い搬入され増加したものです。

#### (2) 市民1人1日当たりの一般廃棄物排出量（項目別）の推移

単位：g/人・日

	分別区分	R元	R2	R3	R4	R5
家庭系 一般廃棄物	燃やすごみ	263	275	270	263	254
	燃やさないごみ	32	36	34	31	29
	プラスチックごみ	50	53	51	49	47
	粗大ごみ	23	24	22	20	19
	有害ごみ	1	1	1	1	1
	小計（※）	369	390	378	363	349
	資源物	194	203	193	189	179
	集団回収	34	31	29	29	27
	小計	228	234	222	218	206
	合計	597	623	601	580	555
事業系 一般廃棄物	燃やすごみ	12	32	35	39	41
	燃やさないごみ	0	0	0	0	0
	小計	12	32	35	39	41
総合計		609	655	635	620	595

※ 四捨五入による表示をしているため、計数は一致しない場合があります。

## 2. 令和6年（2024年）度一般廃棄物処理計画に掲げた施策

令和6年度は、基本計画に基づき、「充実」「強化」「重点」に区分された中から、特に『発生抑制を最優先とした3Rの推進』の計画項目において「重点」と位置付けた項目の施策について、積極的に施策の展開を図りました。

例えば、食品ロス削減の推進に向け、市内事業者の店舗に直接訪問して食品ロス削減推進協力店への認定に向けた支援の実施及び本事業の周知・協力を呼び掛けるなど積極的な働きかけを行い、食品ロス削減マッチングサービス「小金井カメすけ」の普及並びに利用者の拡大を図りました。

また、粗大ごみ申請受付の際にリユースショップとの仲介を行うサービスである「おいくら」を紹介するなど、リユース事業のさらなる推進を図りました。

生ごみ資源化施策としては、市立保育園から生じる給食調理くず等の資源化方式を変更し、大型の電動生ごみ処理乾燥機を使用せずに生ごみをそのまま堆肥化することで、市内で発生する二酸化炭素の抑制及び電動生ごみ処理乾燥機の撤去による消費電力の削減を図り、それに伴い、食品リサイクル堆肥の活用範囲の見直しを進めました。

さらに、令和7年度は基本計画の計画期間の中間年度となることから、現行基本計画の進捗状況、課題等を把握し、社会動向及び法制度の動向や変化を踏まえて見直しを行う必要があることに加え、「食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第19号）」で食品ロス削減推進計画策定の努力義務が課せられていることから、令和6年度から各施策の見直しを行うなど、基本計画の改定と食品ロス削減推進計画の策定に向けた準備を進めてきました。

同時に、小金井市災害廃棄物処理計画について、環境省「災害廃棄物対策指針」及び「災害廃棄物処理計画策定・点検ガイドライン」に沿った点検を進め、平成31年3月に策定した小金井市災害廃棄物処理計画における見直すべき項目を整理しました。

## 令和6年度 重点項目に対する各取組の展開

取組内容	年度の活動目標	実施した具体的な取組	取組結果
食品ロス削減の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「小金井カメすけ」登録店、出品数、ユーザー数の増</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>食品ロス削減マッチングサービス「小金井カメすけ」の普及拡大</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「小金井カメすけ」協力店 9店舗→13店舗</li> <li>・「小金井カメすけ」による食品ロス削減量 5,340g→25,375g</li> <li>・「小金井カメすけ」利用者拡大に向けた店舗訪問</li> <li>・キャラクターを活用した市報、ごみ分別アプリ、SNS等を活用した啓発の実施</li> </ul>
リユースルートの構築と円滑な運用の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ゆづる輪」の本格実施</li> <li>・「おいくら」利用件数の拡大</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「おいくら」利用促進及び野川クリーンセンターにおけるリユース事業「ゆづる輪」の普及拡大</li> <li>・粗大ごみオンライン申請の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ゆづる輪」成立件数 101件→175件</li> <li>・「おいくら」への査定依頼数 846件</li> <li>・プラスチック衣装ケース・ゴルフクラブの資源化開始</li> </ul>
生ごみ資源化施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市立小中学校から生じる給食調理くずの資源化方式変更</li> <li>・生ごみ投入リサイクル事業の見直し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公立保育園から生じる給食調理くずの資源化方式変更</li> <li>・生ごみ投入リサイクル事業の見直し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夏休み生ごみ投入リサイクル事業でのスタンプラリーの実施</li> <li>・市立小中学校の給食調理くず処理方法及び堆肥配布方法の変更</li> </ul>
施策や取組の「見える化」による効果的な啓発の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・啓発媒体の内容刷新及びデジタル化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・メタウォーターサステナブルパークこがねいでの各種啓発のデジタル化</li> <li>・施策・取組の実施状況を複数媒体に掲載</li> <li>・ワークショップ・講演会の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・デジタルサイネージ導入</li> <li>・タッチパネル形式クイズ</li> <li>・ごみ減量キャラクターを活用した啓発パネルの設置</li> <li>・ワークショップ<sup>※</sup>年4回 講演会 年1回</li> </ul>
小・中学校を対象とした環境教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内全小学校による施設見学の実施</li> <li>・生ごみリサイクル堆肥を用いて育成した農作物を使用した献立の提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・清掃関連施設（可燃ごみ処理施設、野川クリーンセンター）見学会の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内小学校施設見学 浅川清流環境組合 小学校9校 野川クリーンセンター 小学校1校</li> </ul>
町会・自治会・子供会などの団体への環境学習の支援と推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設見学会の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出張講座</li> <li>・清掃施設見学会の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出張講座 7回→7回</li> <li>・浅川清流環境組合施設見学会の実施</li> </ul>

取組内容	年度の活動目標	実施した具体的な取組	取組結果
ごみゼロ化推進員の活動の支援と推進	・研修会の新規実施	・ごみゼロ化推進員に関する広報・啓発 ・ごみゼロ化推進会議の開催支援 ・ごみ相談員制度の活用 の検討	・市報への掲載 ・ごみ相談員制度充実に向けた研修会の実施 ・市内事業所の可燃ごみ抜き打ち検査の実施 ・施設見学会、講演会の実施
事業系ごみの発生抑制の推進	・排出状況の把握、個別指導の実施	・個別指導の実施	・定期的な搬入物検査の実施 ・大規模事業所立入調査の実施
市職員に対するごみ減量・分別の周知徹底	・排出量削減に向けた取組の実施	・小金井市施設ごみゼロ化行動基本計画に基づく令和6年度小金井市施設ごみゼロ化行動実施計画の策定	・小金井市施設ごみゼロ化行動基本計画（後期）策定 ・新任職員向け研修の実施

※ 取組結果は時点比較として令和6年12月31日現在  
集計期間：令和6年1月1日～令和6年12月31日

※ 基本計画において「重点項目」としていない「充実」「強化」の各項目についても、様々な取組を展開していますが、本計画では「重点項目」についてのみ抜粋しています。他の取組内容については基本計画をご参照ください。

令和6年度は、前年度に続き、「よりわかりやすい啓発」を念頭に、活動目標に向けた各事業を展開しました。幅広い世代に向けた講演会や、小中学校の長期休暇に合わせた児童向けワークショップを定例的に開催し、その様子を市ホームページに掲載することで、市民参加を促進するとともに、メタウォーターサステナブルパークこがねいの竣工に合わせ、ごみ減量キャラクターを活用したリチウムイオン電池混入防止に向けた啓発の強化、施設紹介や市の取組み等に係る啓発媒体のデジタル化を進めました。

そして、令和7年1月には小型家電リサイクル法認定事業者と大型家電回収事業者の3者で「家電4品目の自宅回収サービスの提供」に係る連携協定を締結しました。

また、基本計画の中間目標年度を前に、計画期間後期に向け、現行基本計画の進捗状況、課題等を把握し、社会動向及び法制度の動向や変化を踏まえて見直しを進めたほか、食品ロスの削減を推進する取組を検討し、本市における食品ロス削減推進計画の策定に向けた準備を進めました。

家庭から排出されるごみは、市民の皆様のご理解、ご協力によりコロナ禍以前と同程度まで減少しましたが、事業所等から排出されるごみは、浅川清流環

境組合可燃ごみ処理施設の本格稼働以降、再び搬入されるようになったこと及び市内事業活動の活発化などに伴い、増加しています。

ごみ量の増加状況等を踏まえ、コロナ禍で中止となっていた市内大規模事業所の事業系一般廃棄物の排出状況に係る実地確認を再開し、東京都の3Rアドバイザー事業を活用し、再資源化率の向上に向けた資源化促進及び分別におけるより専門的なアドバイス等を実施しました。

食品を扱う事業者に対し、食品ロスの削減を目的とした「小金井カメすけ」の利用拡大のため、市内の食品ロス削減推進協力店未登録店を直接訪問し、事業説明等を行い、協力事業者の拡大及び食品ロス削減量の増加を図ったほか、浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設にて事業系ごみの搬入物検査を実施して分別指導を行いました。今後も重点項目である「事業系ごみの発生抑制の推進」について、効果的な事業展開を図ることを課題とし、引き続き取組の実施と検討を行います。

また、小金井市一般廃棄物処理基本計画等について、時代に即したより効果的な施策などの検討を進め、令和7年度中の策定を目指しました。

### 第3章 令和7年（2025年）度一般廃棄物処理計画

#### 1. 一般廃棄物処理計画

本年度及び令和12年（2030年）度における一般廃棄物処理計画（量）を、以下に示します。

##### (1) 一般廃棄物処理計画（量）

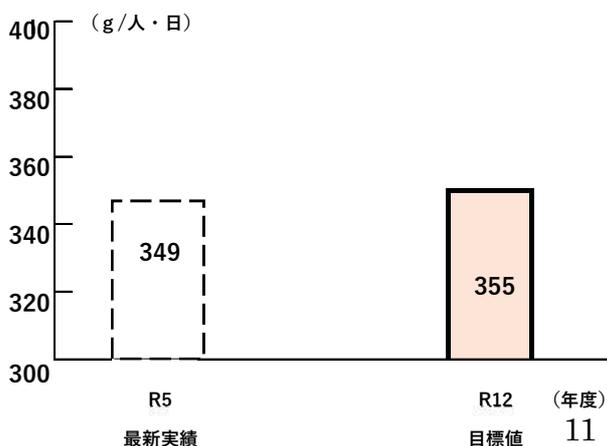
単位：t

	分別区分	R5実績値	R7計画値	R12目標値
家庭系 一般廃棄物	燃やすごみ	11,579	11,573	11,045
	燃やさないごみ	1,314	1,312	1,399
	プラスチックごみ	2,129	2,120	2,253
	粗大ごみ	870	849	917
	有害ごみ	38	34	40
	資源物	8,161	8,098	8,762
	集団回収	1,229	1,175	1,533
	小計	25,320	25,161	25,950
事業系 一般廃棄物	燃やすごみ	1,849	2,128	2,379
	燃やさないごみ	0	0	6
	小計	1,849	2,128	2,385
合計		27,169	27,289	28,335

※ 四捨五入により表示をしているため、計数は一致しない場合があります。

新型コロナウイルス感染症が5類感染症に分類されたことより、「ウィズコロナ」から「アフターコロナ」へと転換期を迎え、市内の事業活動の再開や活性化が顕著となり、各事業者ごと再資源化に向けた取組を実施しつつも、事業系ごみの排出量は増加傾向にあります。一方で、社会経済活動においては年々変化が激しくなっていることから、予測が難しい状況にあります。そのため、令和7年度の計画（量）については、令和5年度下半期の実績に令和6年度上半期の実績を反映して決定しています。

##### (2) 目標値（市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量）



P6 「(2) 市民1人1日当たりの一般廃棄物排出量（項目別）の推移」表中「小計（※）」の数値を、家庭系一般廃棄物の最新実績値とし、基本計画における目標値である355gを達成しています。今後も引き続きごみ排出量の削減を目指しています。

## 2. プラスチック資源循環促進法への対応

令和4年4月から施行された「プラスチック資源循環促進法」において、家庭から排出されるプラスチックごみの一括回収(本市においては実施済み)と、資源循環の促進等への取り組みが求められています。

本市では、令和7年3月に本格稼働を開始したメタウォーターサステナブルパークこがねいにおいて容器包装プラスチック及び製品プラスチックを混合べール化し、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会に引き渡すことで再商品化を行います。

## 3. 施策の展開

令和7年度も、引き続き基本計画に基づき「発生抑制を最優先とした3Rの推進」と「安全・安心・安定的な適正処理の推進」を基本方針とした上で、各施策の展開を図ります。

さらに、令和6年度に続き、一般廃棄物処理基本計画と災害廃棄物処理計画及び食品ロス削減推進計画を検討して策定し、3Rと適正処理を推進します。

### (1) 発生抑制を最優先とした3Rの推進

ごみの種類に合わせて積極的に施策の展開を図り、より効果的に発生抑制を進めます。令和7年度における「重点項目」に対する各取組の展開は下表のとおりです。

### 令和7年度 重点項目に対する各取組の展開

取組内容	実施する具体的な取組	年度の活動目標
食品ロス削減の推進	食品ロス削減マッチングサービス「小金井カメすけ」協力事業者の拡大	・「小金井カメすけ」協力事業者拡大に向けた店舗訪問・事業説明 ・市公式SNSを活用した事業の普及促進
リユースルートの構築と円滑な運用の推進	・「おいくら」利用促進及び野川クリーンセンターにおけるリユース事業「ゆづる輪」の継続実施 ・粗大ごみオンライン申請の試行実施 ・家電4品目の自宅回収サービスの周知啓発	・「ゆづる輪」の本格実施に向けた検討 ・リユース品目の拡大に向けた検討 ・「おいくら」利用件数の拡大 ・市公式SNSを活用した事業の普及促進

取組内容	実施する具体的な取組	年度の活動目標
生ごみ資源化施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>一部戸建世帯での生ごみの戸別回収及び拠点回収の試行実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生ごみ資源化モデル事業の実施</li> <li>集合住宅向け生ごみ資源化モデル事業の検討</li> </ul>
施策や取組の「見える化」による効果的な啓発の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>イベントへの出展</li> <li>ごみ分別外国人対応の強化</li> <li>施策・取組の実施状況を複数媒体に掲載</li> <li>ワークショップ・講演会の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>啓発媒体の内容刷新及びデジタル化</li> <li>外国人向けごみ分別啓チラシ作成及びごみ分別アプリの対応言語追加</li> <li>市公式SNSを活用した周知啓発</li> </ul>
小・中学校を対象とした環境教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>ワークショップの実施</li> <li>環境教育の実施</li> <li>清掃関連施設（可燃ごみ処理施設、野川クリーンセンター、メタウォーターサステナブルパークこがねい、最終処分場等）見学会の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内小学校による施設見学の実施</li> <li>メタウォーターサステナブルパークこがねい及び野川クリーンセンターでの環境学習・ワークショップの定期的な実施</li> </ul>
町会・自治会・子供会などの団体への環境学習の支援と推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>出張講座</li> <li>講習会の実施</li> <li>清掃施設見学会の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設見学会の実施</li> </ul>
ごみゼロ化推進員の活動の支援と推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみゼロ化推進員に関する広報・啓発</li> <li>ごみゼロ化推進会議の開催支援</li> <li>ごみ相談員制度の活用を検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>研修会の実施</li> </ul>
事業系ごみの発生抑制の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>個別指導の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>排出状況の把握、個別指導の実施</li> <li>大規模事業所立入調査</li> </ul>
市職員に対するごみ減量・分別の周知徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>小金井市施設ごみゼロ化行動基本計画に基づく令和7年度小金井市施設ごみゼロ化行動実施計画の策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>排出量削減に向けた取組の実施</li> <li>新任職員研修の実施</li> </ul>

※ 基本計画において「重点項目」としていない「充実」「強化」の各項目についても、様々な取組を展開する予定ですが、本計画では「重点項目」についてのみ抜粋しています。他の取組内容については基本計画をご参照ください。

## （２）安全・安心・安定的な適正処理の推進

「適正処理の推進」に関しては、基本計画策定後、令和3年度に「災害廃棄物処理計画」を踏まえた市職員用「災害廃棄物処理初動対応マニュアル」を策定したほか、令和4年度に小金井市野川クリーンセンターの本格稼働、令和6年度末には小金井市資源物処理施設であるメタウォーターサステナブルパークこがねいが稼働開始するなど、着実に施策の展開を進めてまいり

ました。令和7年度は更に取組を進め、「災害廃棄物処理計画」の見直し及び「食品ロス削減推進計画」の策定を進めます。

今後も引き続き、基本計画に基づき、安全・安心・安定的な適正処理の推進に向けて、「安全・安心・安定的な収集・運搬の推進」、「安全・安心・安定的な処理・処分の推進」、「廃棄物処理を支える体制の確立」という3つの計画項目について、各施策の展開を図ります。

## 第4章 ごみ処理体制

### 1. 家庭系一般廃棄物

#### (1) 戸別収集（回収）

家庭系一般廃棄物を、「燃やすごみ、燃やさないごみ、プラスチックごみ、粗大ごみ、有害ごみ、資源物」の区分に分類しています。分別区分のうち「燃やすごみ、燃やさないごみ、プラスチックごみ」は家庭用指定収集袋を使用して排出することとし、「粗大ごみ」は粗大ごみ処理券を品目ごとに貼って排出することとしています。また、分別区分ごとに排出された一般廃棄物は、戸別収集（回収）しています。戸建て住宅では道路に面した建物敷地内の収集しやすい場所に、集合住宅では敷地内の専用ごみ集積所に、朝8時30分までに排出されたものを収集（回収）しています。家庭系一般廃棄物の戸別収集（回収）の分別区分、排出方法などは、以下のとおりです。

分別区分	内容	回数/体制	排出方法	
燃やすごみ	生ごみ・衛生上燃やすもの・特殊な紙など	週2回/委託	指定収集袋（黄）	
燃やさないごみ	ゴム製品・ガラス・せとものなど	2週に1回/委託	指定収集袋（青）	
プラスチックごみ	プラマークの有無に関わらず材質が100%プラスチック製品のもの	週1回/委託	指定収集袋（青）	
粗大ごみ	家具・収納用品・自転車・ふとん・ベッド・敷物など	随時/委託	<申込制> 粗大ごみ処理券	
有害ごみ	電池類・蛍光管（電球型を含む）・水銀体温計・ライター類・電池が取り外せないもの（充電式を含む。）※	2週に1回/委託	透明又は半透明の袋	
資源物	びん	飲料用・食料品用ガラスびん	2週に1回/委託	かごなどに入れる。
	スプレー缶	スプレー缶・エアゾール缶・卓上カセットボンベなど	2週に1回/委託	かごなどに入れる。
	空き缶	アルミ缶・スチール缶（飲料缶・菓子缶・茶缶など）	2週に1回/委託	かごなどに入れる。
	金属	鍋・やかん・フライパンなど	2週に1回/委託	かごなどに入れる。
	ペットボトル	飲料用・酒類用・調味料用（しょうゆ・みりんなど）	2週に1回/委託	かごなどに入れる。

※ コードレスで使用できる電気製品には、全て充電式電池（リチウムイオン電池など）が使用されています。充電が切れていたり、使用できない状態でも発火や爆発のおそれがありますので、外側がプラスチックの場合でも、必ず「有害ごみ」として排出しなければなりません。

分別区分	内容	回数/体制	排出方法
古紙・布	ざつがみ、雑誌・本	週1回/委託	ざつがみ 雑誌の間に挟み込むか、紙袋などにまとめて入れる。 雑誌・本 紙ひもで縛る。
	新聞	週1回/委託	紙ひもで縛る。
	段ボール	週1回/委託	紙ひもで縛る。
	紙パック	週1回/委託	紙ひもで縛る。
	シュレッダー紙	週1回/委託	透明又は半透明の袋
	布	週1回/委託	透明又は半透明の袋
枝木・雑草類・落ち葉	枝木（1本の長さ1m以内・1本の太さ1.5cm以内・束の直径30cm以内）・雑草類・落ち葉	2週に1回/委託	枝木 ひもで縛る。 雑草類・落ち葉 4.5リットル以内の透明又は半透明の袋に入れるか、かごなどに入れる。
生ごみ乾燥物	家庭用生ごみ減量化処理機器（乾燥型）から生成されたもの	週1回/直営	<申込制> 市指定の専用容器に入れる。（一部対象外あり）

※ 化石資源の保護及び温室効果ガスの一つである二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）の増加を抑制して環境負荷の低減を図るため、令和5年度からバイオマス素材を原材料とした家庭系指定収集袋を導入しています。

## （2）拠点回収

家庭から排出される資源物の一部については、分別区分ごとに拠点回収場所へ排出された資源物を回収する拠点回収も実施しています。

拠点回収を実施している資源物の分別区分などは、以下のとおりです。

分別区分	内容	回数/体制	
資源物	食品トレイ	発泡スチロール製トレイ	週3回/委託
	紙パック	紙パック（内側が白いもののみ）	週1回/委託
	難再生古紙	防水加工された紙・感熱紙・写真・紙製緩衝材・アルミ付紙パックなど	週3回/委託・直営

ペットボトル	飲料用・酒類用・調味料用（しょうゆ・みりんなど）	週3回/委託
	飲料用	セブン・イレブン店頭回収
ペットボトルキャップ	ペットボトルのキャップ	週2回/直営
生ごみ乾燥物	家庭用生ごみ減量化処理機器（乾燥型）から生成されたものなど	週2回/直営
くつ・かばん類	くつ類（左右ペア）・かばん類・ベルト・ぬいぐるみ	月1回/直営
ステンレス製ボトル	ステンレス製ボトル（水筒）	随時

※ 上記のほかに地域の実情に合わせて、地域住民などの管理の下、拠点回収を実施している場合があります。

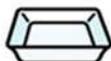
※ 市内の拠点回収場所は、小金井市ホームページのほか、小金井市ごみ・リサイクルカレンダーに掲載しています。

#### ごみ量削減に向けた取組事例

○マイバッグの利用  
（レジ袋Lサイズ1枚：約7g）



○ばら売り・量り売りの利用  
○店頭回収の利用  
（トレイ1枚：約3g）



○マイボトルの利用  
（テイクアウト用コーヒー  
紙コップ1個：約12g）



（ペットボトル1本（500mL）  
：約18g）



### (3) 適正処理方法

家庭系一般廃棄物の適正処理方法については、次のとおりです。

分別区分	中間処理		最終処理（処分）
	処理方法	処理場所	
燃やすごみ	焼却処理 （一部事務組合）		浅川清流環境 組合可燃ごみ 処理施設  焼却後エコセメント化 （一部事務組合）
燃やさない ごみ	積替え・ 保管 （委託）	金属・プラス チック類等 の複合品など	野川クリーン センター  金属・プラスチック類等の複合品な どを資源化、熱回収（民間処理施 設）
プラスチック ごみ	積替え・ 選別 （委託）	プラスチック 製品及び容器 包装リサイク ル法対象の廃 プラスチック	メタウォーター サステナブル パークこが ねい  プラスチック製品及び容器包装リサイ クル法対象の廃プラスチックを資 源化（公益財団法人日本容器包装リ サイクル協会）
		選別後の資源 化に適さない 廃プラスチック類	選別後の資源化に適さない廃プラス チック類を焼却後エコセメント化 （一部事務組合）
粗大ごみ （可燃系）	選別・解 体 （委託）	木質家具、ふ とんなど	野川クリーン センター・浅 川清流環境組 合可燃ごみ処 理施設  木質家具などを熱回収（民間処理施 設）
			ふとんを焼却後エコセメント化 （一部事務組合）
			粗大ごみの一部は補修し、リユース （野川クリーンセンター）
粗大ごみ （不燃系）	選別 （委託）	自転車など大 部分が金属の もの	野川クリーン センター・メ タウォーター サステナブル パークこが ねい  自転車など大部分が金属のものを資 源化（民間処理施設）
		上記以外の複 合素材・金属・ 小型家電製品 など	小型家電製品を資源化 （民間処理施設）
			選別後のプラスチック類などを資源 化、熱回収（民間処理施設）
有害ごみ	破碎・選別（委託）		メタウォーター サステナブル パークこが ねい  資源化・一部埋立（民間処理施設）  小型家電製品を資源化 （民間処理施設）
びん	破碎・選別（委託）		メタウォーター サステナブル パークこが ねい  資源化（民間処理施設）
スプレー缶	選別（委託）		メタウォーター サステナブル パークこが ねい  資源化（民間処理施設）

分別区分	中間処理		最終処理（処分）
	処理方法	処理場所	
空き缶	選別・プレス(委託)	メタウォーター ーサステナブル パークこが ねい	資源化（民間処理施設）
金属	選別(委託)		資源化（民間処理施設）
ペットボトル	選別・プレス(委託)		資源化（公益財団法人日本容器包装 リサイクル協会又は民間処理施設）
古紙			資源化（民間処理施設）
布	積替え・保管(委託)	野川クリーン センター	資源化（民間処理施設）
枝木・雑草類・ 落ち葉	選別(委託)	民間処理施設	資源化（民間処理施設）
生ごみ乾燥物	積替え・保管(直営)	メタウォーター ーサステナブル パークこが ねい	堆肥化（民間処理施設）
トレイ	選別(委託)	民間処理施設	資源化（民間処理施設）
ペットボトル キャップ	積替え・保管(直営)	野川クリーン センター	資源化（民間処理施設）
くつ・ かばん類	選別(直営)	野川クリーン センター	資源化（民間処理施設）
難再生古紙	選別(委託)	民間処理施設	資源化（民間処理施設）

## 2. 事業系一般廃棄物

### (1) 事業活動における3Rの推進

事業者は、自らの責任においてごみを適正に処理することが原則であることを踏まえ、拡大生産者責任に基づく責任を果たすとともに、事業活動において、発生抑制を最優先とした3Rの推進に取り組まなければなりません。製品及び容器などの製造、加工並びに販売の際、それらがごみとなった場合、適正処理が困難にならないような取組が必要です。また、リサイクル推進協力店や食品ロス削減推進協力店の認定要件であるレジ袋の削減、簡易包装への取組、ばら売り・量り売りへの取組、食品ロスの削減、水切りの徹底、トレイ・ペットボトル・紙パックなどの店頭回収などに取り組むことが重要です。

### (2) 排出方法

事業所から排出される一般廃棄物については、事業者自らの責任において、自己処理することが原則となります。法令を遵守して、独自に又は他の事業者と共同して適正に処理しなければなりません。

ただし、1日平均10kg未満又は臨時に100kg未満の量を排出する事業所は、事業用指定収集袋を使用して事業系一般廃棄物を排出することができます。粗大ごみについては市では収集していません。なお、資源物のうち古紙、枝木・雑草類・落ち葉については、少量の場合に限り、無料で排出することができます。また、排出された事業系一般廃棄物は家庭系一般廃棄物と併せて収集（回収）していることから、家庭系一般廃棄物に準じて適正処理を行っています。1日平均10kg未満又は臨時に100kg未満の量を排出する事業所が、事業用指定収集袋を使用して排出する場合の分別区分及び排出方法は次のとおりです。

分別区分		排出方法
燃やすごみ		事業用指定収集袋（赤）（紙おむつを含む。）
燃やさないごみ		事業用指定収集袋（青）
プラスチックごみ		事業用指定収集袋（青）
粗大ごみ		市では収集していません。
資源物	びん	事業用指定収集袋（青）
	スプレー缶	
	空き缶	
	金属	
	ペットボトル	
	布	

分別区分		排出方法
資源物	古紙	家庭から通常排出される程度の量を排出することができる。 <例> ・シュレッダー紙（4 5L 以内の透明又は半透明の袋、1 回に 2 袋まで） ・段ボール（みかん箱サイズを目安とする、1 回に 5 枚程度まで）
	枝木・雑草類・ 落ち葉	3 束（袋）まで排出することができる。 <u>枝 木</u> ：ひもで縛る。 <u>雑草類</u> ：透明又は半透明の袋 <u>落ち葉</u> ：透明又は半透明の袋

### （3）適正処理方法

事業系一般廃棄物は、生活環境の保全上支障が生じないうちに自ら運搬し、一般廃棄物処理施設にて処分し、又は一般廃棄物収集運搬許可業者に運搬させ、市長が指定した場所もしくは一般廃棄物処理施設（オリックス資源循環株式会社（埼玉県寄居町）、株式会社アルフォ（大田区）、バイオエナジー株式会社（大田区）、株式会社ジェイ・アール・エス（埼玉県所沢市）、西東京リサイクルセンター（羽村市）、エルエス工業株式会社（栃木県那須塩原市）、太誠産業株式会社（神奈川県愛川町）、株式会社 J バイオフードリサイクル（神奈川県横浜市）、株式会社アクト・エア（神奈川県愛川町）、ニューエナジーふじみ野株式会社（埼玉県ふじみ野市）、比留間運送株式会社（武蔵村山市）、株式会社イズミ環境（八王子市）など）にて適正に処理しなければなりません。

## 第5章 ごみ処理施設等に関する事項

### 1. 可燃ごみ処理施設

本市の可燃ごみについては、ごみ処理施設の設置及び運営等を共同で行うことを目的に設立された浅川清流環境組合（構成市：日野市、国分寺市、本市）において、令和2年（2020年）4月から共同処理を行っています。

- (1) 施設名称：浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設
- (2) 所在地：東京都日野市石田一丁目210番地の2
- (3) 処理能力：約228t/日（全連続燃焼式ストーカ炉）



### 2. 小金井市野川クリーンセンター

平成29年度に策定した「小金井市清掃関連施設整備基本計画」に基づき、二枚橋焼却場跡地に、不燃・粗大ごみの積替え・保管施設を整備し、令和4年（2022年）8月1日から本格稼働しています。

- (1) 施設名称：小金井市野川クリーンセンター
- (2) 所在地：小金井市東町一丁目7番19号



### 3. メタウォーターサステナブルパークこがねい

平成29年度に策定した「小金井市清掃関連施設整備基本計画」に基づき、旧中間処理場敷地に、プラスチックごみ・ペットボトル・空き缶・びんなどの資源物処理施設を整備し、令和7年（2024年）3月から本格稼働しています。

- (1) 施設名称：メタウォーターサステナブルパークこがねい
- (2) 所在地：小金井市貫井北町一丁目8番25号
- (3) 処理能力：25.9t/5h



完成イメージ図

### 4. 最終処分場・エコセメント化施設

焼却施設で可燃ごみを焼却処理した後に発生する焼却灰は、本市を含む25市1町で構成される東京たま広域資源循環組合において、平成18年（2006年）から稼働している東京たまエコセメント化施設で、エコセメントの原料としてリサイクルすることで、二ツ塚廃棄物広域処分場の延命化が図られています。なお、平成30年（2018年）度以降は、構成団体が埋立ごみの搬入を行っていません。

- (1) 施設名称：二ツ塚廃棄物広域処分場・東京たまエコセメント化施設
- (2) 所在地：東京都西多摩郡日の出町大字大久野字玉の内

## 第6章 動物の死体処理

### 1. 市へ届け出るもの

占有者が、その土地又は建物内の動物の死体を自らの責任で処分できない時は、市に届け出る必要があります。

### 2. 市が収集するもの

占有者又は管理者が自らの責任で行うもののほかは、届出により市が収集します。

### 3. 処理方法

占有者又は管理者が自らの責任で行うもののほかは、火葬により処分します。

## 第7章 その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

### 1. 市が収集しない一般廃棄物について

(1) ブラウン管テレビ、液晶テレビ、プラズマテレビ、有機ELテレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、エアコン

ア 特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）に基づき販売店により回収

イ 家電リサイクル受付センターに回収を依頼

ウ 令和7年2月に市と連携協定を締結した小型家電リサイクル法認定事業者を通じた大型家電回収事業者による自宅回収サービスの利用

(2) パソコン

資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）に基づきメーカーにより自主回収又は資源有効利用促進法の認定事業者による宅配回収

(3) 適正処理困難物又はそれに準ずるもの

ドア、畳、床材、壁材、土、砂、灰、瓦、レンガ、石材、ブロック、ピアノ、電子オルガン、耐火金庫、風呂釜、浴槽、バッテリー、タイヤ、モーター、ホイール、ボウリングの球、プロパンガスボンベ、消火器、灯油、廃油、農薬、薬品、塗料、ペット用トイレ砂（燃やせる素材を除く。）、フロンガスを使用している製品など

（危険及び有害などで市の施設では適正処理できないため、市民及び関係事業者の協力を得て専門の処理業者により回収・処理）

(4) オートバイ

メーカーにより自主回収

(5) 在宅医療に伴う注射器・注射針

市内薬局及び医療機関により自主回収

### 2. 処理方法の変更

天候その他の特別な事情がある時は、収集運搬及び処分の方法を変更することがあります。

### 3. 災害廃棄物

「小金井市災害廃棄物処理計画」にて、がれきの仮置き場に関する考え方を示しています。

## 第8章 生活排水処理

### 1. 収集運搬

生活排水（し尿及び浄化槽汚泥）の収集運搬に関する事項は、以下のとおりです。

し尿及び 浄化槽汚泥	収集運搬 推計量 (KL/年)	収集地域	収集回数	収集方法
	84.8	市内全域	随 時	バキューム車による収集(委託)

### 2. 処理

本市で発生する生活排水（し尿及び浄化槽汚泥）は、立川市、武蔵野市、小平市、国分寺市、東大和市、武蔵村山市及び本市の7市で構成する一部事務組合（湖南衛生組合）で共同処理します。構成市における公共下水道の普及に伴い、湖南衛生組合し尿処理施設への、し尿搬入量は年々減少しています。処理水は、混合水槽内で希釈し公共下水道に放流しています。

- (1) 施設名称：湖南衛生組合下水投入施設
- (2) 所在地：武蔵村山市大南5-1
- (3) 処理能力：7.0KL/日
- (4) 処理方式：前処理希釈方式

令和7年度一般廃棄物処理計画 質問&回答一覧

質問者	該当箇所	質問・意見内容	回答
<b>ワークショップ企画内容(案)</b>			
林委員	(1) 資料2 P 1 1. 市の現状「貴市のごみ処理体制は転換期」	(1)「貴市」とは、「ごみ処理体制は転換期」とは。	<p>・「貴市とは」に関しては、提案資料時の表現が修正漏れでそのままとなっております。失礼いたしました。「小金井市」が正しい表現です。</p> <p>・「ごみ処理体制は転換期」とは、①浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設がR2.3(可燃ごみ)、②野川クリーンセンターがR4.7(不燃、粗大、資源)、③メタウォーターサステナブルパークこがねいがR7.3(予定)(資源)に竣工し、市のごみ処理体制が現行計画策定時と比べ大きく変化していることを指しています。</p>
	(2) P 2 2.「課題分析」人口動態を踏まえてア「高齢者の増加によるごみ質の変化」イ「生産年齢人口維持」ウ「転入維持」エ「少子高齢化・ごみ処理等の担い手不足」オ「税収減 清掃予算の確保が困難に」	(2) <b>課題分析が「効率的・効果的な情報提供・啓発」対策の記述になっている。</b> ア「高齢者の増加によるごみ質の変化」とは、イ「小金井市が「生産年齢の維持のため」とは、ウ「転入維持」とは、エ「少子高齢化 ごみ処理等の担い手不足」とは、オ「税収減 清掃予算の確保が困難に」とは。	<p>・ア：「高齢者の増加によるごみ質の変化」は、①大人用紙おむつ増加、②(総菜等の消費増加による)プラスチック類増加、③ごみ分別の負担による変化(体力的にごみ出しが難しく、分別しなくて気も出れない)等の要因により、排出されるごみの変化を意図しています。</p> <p>・イ：「生産年齢人口維持」は、まず前提として、小金井市人口ビジョンにもあるとおり、小金井市では将来的な人口減少・少子高齢化がもたらす影響を回避、または遅らせるために生産年齢人口の維持や増加を目指しています。そのためには、転入維持・転出抑制が一つの課題となりますが、転入者を維持・増加すると、新たに小金井市に住む市民が増えるほか、外国人も増える可能性があるため、ごみ出し等の情報周知が課題となります。</p> <p>・ウ：イに記載のとおりです。</p> <p>・エ：「少子高齢化 ごみ処理等の担い手不足」は、現在も小金井市で実施している市民によるごみ処理の支援等についてはごみゼロ化推進員制度がありますが、高齢化が進み担い手が不足する(支援者が少なくなる)課題があると認識しています。また、処理に関わる人員が不足してくることも考えられます。これらを見据えたごみ処理事業の効率化についても、今のうちから検討する必要があると考えます。</p> <p>・オ：「税収減 清掃予算の確保が困難に」は、ア～エにも記載のとおり、少子高齢化が進み、生産年齢人口が減少する場合、小金井市の税収が減少する可能性があり、それに伴い清掃予算の確保も課題となる可能性があります。そのため、経費削減も含めたごみ処理に対する課題を検討する必要があります。</p>
	(3) P 2 2.「課題分析」ごみ処理行政において想定 ア「食品ロス「本格的な削減の取組み」イ「発生抑制が最重要」と「安全・安心・安定的な処理の継続的な実現」ウ「費用対効果の面から再考すべき施策」エ「新たなごみ処理体制」	(3) 「本格的な削減の取組み」とは、 <b>「発生抑制が最重要」と「安全・安心・安定的な処理の継続的な実現」は、結びつかない。「費用対効果の面から再考すべき施策」は、ワークショップでは出てこない。</b> エ「新たなごみ処理体制」とは。	<p>・ア：今回、食品ロス削減推進計画を策定し、取組を推進していくことを指しています。</p> <p>・イ：資源化のコストや環境負荷を考慮すると発生抑制が最重要ではあるものの、出てくるものの処理体制の確立(受け皿の整備)も当然必要との考えから、結びつけるというよりはともに重要との考え方で記載しております。次回以降提示する際は誤解を与えないような見せ方となるよう留意いたします。</p> <p>・ウ：課題分析に関しては、あくまでも小金井市のごみ処理に関する課題を整理しているものであり、ワークショップ資料にて提示した課題について、ワークショップにて必ずしも意見を頂戴するものではないと認識しております。この上で、ワークショップを実施する上で前提となる課題については、認識共有を図りたいとの考えで記載しております。</p> <p>・エ：「ごみ処理体制は転換期」の回答記載のとおりです。</p>
	・この企画内容(案)は、「現状」から「課題」を抽出してテーマ選定の視点を導くように作られているようですが、 <b>課題分析の中に決め打ち的にテーマが入っているため分かりにくい</b> です。 ・かえって、「市の現状」の説明の後で「課題」としてシンプルに「高齢者の増加」「転入者が多い」「外国人増加」「食品ロスを減らしたい」を挙げる方が良いような気がします。		<p>・ご意見ありがとうございます。ワークショップにおいての市民から頂戴する意見は自由で流動的なものを期待しているため、ワークショップ資料としては、ご指摘のとおり発想を狭めるような内容は避けたいと思います。</p>
橋爪委員	(1) 資料2 P 1 1. 「市の現状」	(1) 市民側の課題は何か。	<p>・市民、事業者の課題に関して、小金井市では他都市比較ではリデュース・リサイクルが全国3位であり、家庭系ごみ量についても現行計画の目標達成に向けて順調に減少している一方で、事業系ごみ量は増加傾向にあること、収集資源量(リサイクル率)は概ね横ばいであり、改善可能な事項と考えます。また、単身者増加により、ごみ分別の悪化の可能性もあり、市、市民、事業者が一体となったごみ処理の適正化が望まれると認識しております。</p>
	(2) P 2 2.「課題分析」	(2) 主として「行政側」としての表現か。	<p>・ご意見のとおり、主に行政が取り組むべき課題として考えております。</p>
	(3) P 4 「3. テーマ設定に係る考え方」	(3) ワークショップの主テーマの設定、実施の方法、結果の活用の記載が必要では。	<p>・今回の資料では、テーマについてのアイデアをいただきたいとの趣旨で作成しております。次回以降提示する際は、ご意見いただいた内容についても記載いたします。</p>

<p>中村委員</p>	<p>(1) P1「1.市の現状」</p>	<p>(1) データの提示の仕方が客観的でなく、課題分析をミスリードする可能性がある。        ア ごみ処理行政のグラフでは「事業系ごみの削減が重要であるような印象」を与える。実際は家庭系ごみがほとんどで、事業系ごみが2%程度であり、減量すべきは依然として家庭系ごみなのは。        イ 家庭系ごみは原単位なのに対し、事業系ごみは事業所数・従業員数・売上高等で割られておらず、事業活動量に対して本当に増加傾向なのか定かでない。        ウ 「多摩地域26市平均より高い」というのは、経費の総額が高いのか、住民一人当たりの経費が高いのか、市の支出に占めるごみ処理経費比率が高いのか、ごみ1t当たりの処理経費が高いのか分からない。</p> <p>エ 何に対しての比率が高いかによって、課題がどこにあるのか変わってくる。平均より2%程度高いだけなら問題ないと思うが、30%以上高いのであれば対策が必要だと思われる。</p> <p>オ 「平均より高い」のような、なんとなく印象だけ与えるような情報提示の仕方は避けた方がよい。実際に提示する場合は、客観的に判断できるように、以下の4点に留意すべきである。        ① 全体のどの部分であるのか明記する。        ② 単位やスケールを揃える。        ③ 無関係に特定のカタゴリーだけ掘り下げない。        ④ 定量的に具体的に提示する。        ⑤ トレードオフの関係にあるものを提示しておく。(課題分析や取組みの検討の参考になる)</p>	<p>・ア ご意見ありがとうございます。おっしゃる通り家庭系ごみが全体に占める割合が高いため、家庭系ごみの削減も課題に追加します。</p> <p>・イ ご意見のとおり、今後、事業系ごみ量と事業所数、従業員数との相関も確認し、その傾向について検討いたします。</p> <p>・ウ 1人当たり処理経費が平均より高いことを示しています。</p>
<p>中村委員</p>	<p>(2) P.2 課題分析</p>	<p>(2) 「高齢者の増加によるごみ質の変化とあるが、具体的に何が%増減するのかという情報がない。ごみ質の変化が望ましいものなのか、そうでないのかも分からずどのように対処したら良いかも分からない。変化の具体的な内容が分からないので、なぜ課題として挙げられているのか分からない。</p> <p>ア 「20代～30代の転入維持と転出抑制が必要」とあるが、地方の自治体にとっては、お金をかけて子供を育てても、就労年齢になると都市部に人口が流出してしまうという状況となる。(交付金等の金銭的な補填はある程度ある)こうした地方の自治体の職性を前提とした取り組みを「必要」とするのはどうかと思う。少なくとも全国平均の高齢化率を前提としても成り立つような取り組みを模索するべきではないか。</p> <p>イ 5ページの参考情報によると、前回はワークショップで課題の抽出も行ったようだが、今回は課題の抽出は行わないのか。少なくとも大人向けワークショップでは、客観的、多角的に課題を抽出するためにも、ワークショップで課題分析から行った方がよいのではないか。</p>	<p>(2) 現時点でどの程度変化するという定量的なデータをお示しすることはできませんが、主には使用済み紙おむつの増加などが想定されます。</p> <p>・ア 都市部への人口集中に関しては、地方自治体のみで全て対処可能な事象ではないことは承知しておりますが、ごみ処理行政に関わらず、小金井市の生産年齢人口維持は望ましい目標と考えます。一方で、ご意見にある「全国平均の高齢化率を前提としても成り立つような取り組みを模索するべき」というのももっとも考えますので、取り組みが「必要」であるかは検討した上で、ごみ処理行政において本当に必要な取り組みを模索します。</p> <p>・イ ご意見ありがとうございます。ワークショップにおいて課題抽出も行うことも検討いたします。</p>
<p>中村委員</p>	<p>(3) P4.結果の活用方針</p>	<p>(4) 具体的な取り組みについては、はじめ(例えば次のような)評価軸を設定した方がよい。        ア 実現可能性        イ 見込まれる効果(年間何%削減できるか、ごみ処理要員を何割削減できるか、バッテリー発火事故何%削減できるか)        ウ 必要なコスト、人員、期間        エ 効果の測定容易性        オ 効果の持続性        そうしないと、より効果的な取り組みの余地があるのに、あまり効果がないにも関わらず取り組みやすさが優先された取り組みがアウトプットとして出てきそう。</p>	<p>・ご意見ありがとうございます。すべての取組がその効果等を定量化できるものではないこと、効果は各取組の複合的なものとして表れること、効果の発現時期が各取組により様々であることなどもあり、全てを定量的な軸でお示しできるとは考えておりませんが、ご意見を参考にしつつ、具体的な取組を検討していければと考えております。</p>

	(4)「P6、子供向け」	(4)「ごみアート」は、最終的にごみとなる分別しにくい複合材質の作品にすることが多いので、あまり良い取り組みではないのではないか。	・ご意見ありがとうございます。子ども向けのワークショップは興味、関心を増進することが一つの目的としており、その観点でのテーマ案として提示してまいりました。ご意見も踏まえ、テーマを検討してまいります。
--	--------------	---	---

### 食品ロス削減推進計画の構成（案）

質問者	該当箇所	質問・意見内容	回答
林委員	(1) 構成は他自治体と概ね同様のものになるのだと思うが、以下の自治体の内容を参考にすべきであると感じた。 ア 小平市では「生ごみ堆肥化事業の取組み」を盛り込んでいる。 イ 国立市では「可燃ごみ」と「食品ロス」を併せて論じている。 ウ 世田谷区では「食品ロスに関する意識・実態調査の結果」を盛り込んでいる。		<ul style="list-style-type: none"> <li>ア 小金井市での「生ごみたい肥化事業」の今後の方針も踏まえ、今後記載内容を検討します。</li> <li>イ 一般廃棄物処理基本計画との記載内容との整合性等も考慮して、今後記載内容を検討します。</li> <li>ウ 現在実施中のアンケートの内容は、食品ロス削減推進計画においてもその結果を反映する想定です。</li> </ul>
	(2) 小平市では「市の取組み」として踏み込んで記載されているような印象を受けた。また、世田谷区のPDCAサイクルも参考になるかもしれない。		・ご意見ありがとうございます。参考にいたします。
	(3) 3市ごみ減量推進市民会議でも食品ロス削減に係る議論を進めているところであるが、「いかに人々の日常生活に取り込んでいけるか」が難しい課題となっている。農水省や消費者庁の焼きまわしではない、小金井市独自の取組みをいかに打ち出せるか、議論が必要である。		・ご意見ありがとうございます。アンケートの結果も踏まえて小金井市の実態に則した計画を策定します。
橋爪委員	P1 第1節「計画策定の概要」	冒頭を「はじめに」として、以下に第1節「現状と課題」のほうが良いのではないか。	・ご意見ありがとうございます。今後の計画策定において参考にいたします。

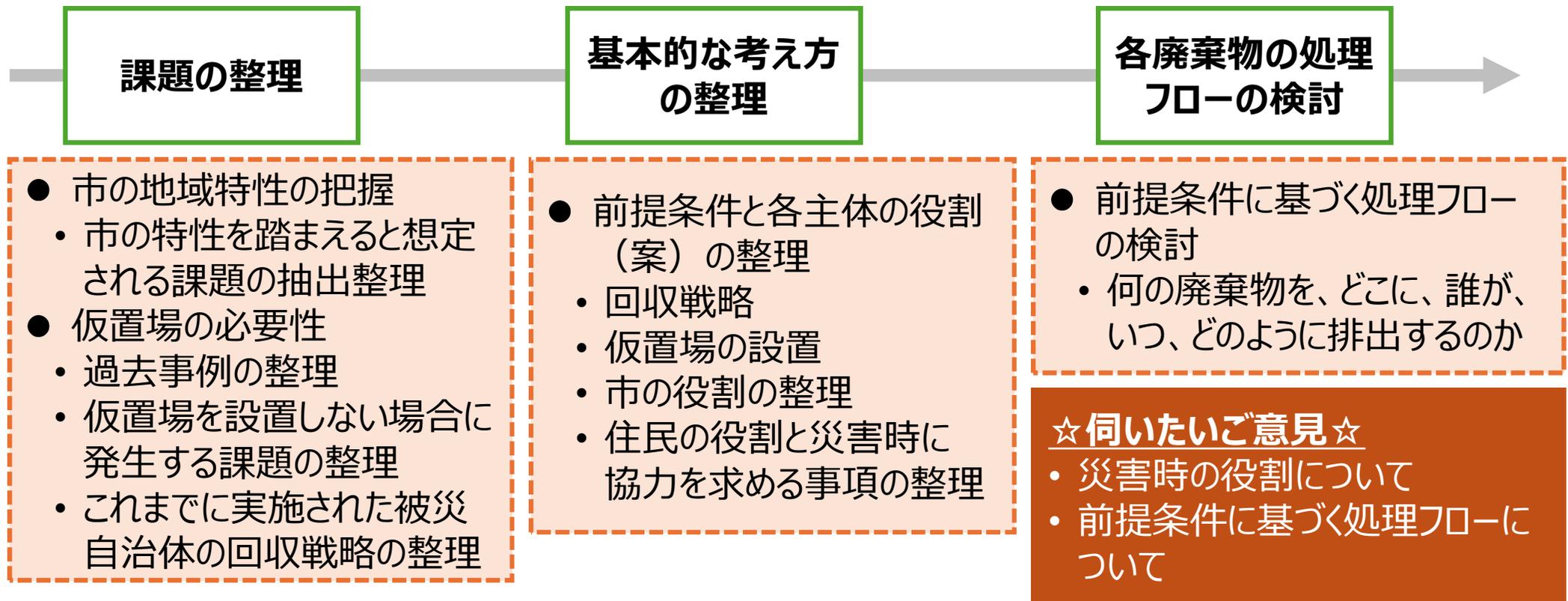
### 災害廃棄物処理計画

橋爪委員	全体	基本的なスタンス（計画）は、市民・行政が「 <b>日頃、災害発生時、事後に、何をすべきか</b> 」が明確に提示できればと思う。	・ご意見ありがとうございます。今後の計画策定において参考にいたします。
------	----	--	-------------------------------------

## 前回審議会での意見

- **地域特性**を踏まえた対応検討の必要性について。
- 具体的な**廃棄物の回収・処理方法**について。

## 上記を踏まえた検討の流れ



# 市の地域特性の整理

## 土地/少子高齢化

- 「こがねいのとうけい」（小金井市、令和4年）より、令和4年の**地目別面積の総数（10,617,981m<sup>2</sup>）**のうち、宅地の面積（6,768,876m<sup>2</sup>）が**半数以上を占めている**。
- 小金井市内の都市公園合計面積は**約55,000m<sup>2</sup>**、都市公園以外の公園合計面積は**約30,000**であり、都市公園と都市公園以外の合計面積（約85,000m<sup>2</sup>）は小金井市全体の**約0.8%**である。
- 「小金井市人口ビジョン」より、小金井市の高齢化率は令和3年4月1日において**約22.7%**となっており、今後も増加が見込まれている。

### 【オープンスペース不足で発生する課題例】

- ① 一次仮置場となり得る用地が限られ、被災者各自の車両での搬入を想定すると管理・運営に支障が生じるほか、災害時の他用途での利用も想定すると調整が困難
- ② 地区集積所が十分に確保できない
- ③ 重量のある廃棄物を排出できない

**⇒住家前道路や近隣空地等に片付けごみが大量発生する**  
**（戸別回収で片付けごみを市が収集する必要がある）**

# 市の地域特性の整理

## 集合住宅からの廃棄物の排出

- 「こがねいのとうけい」（小金井市、令和4年）より、令和4年度の木造の共同住宅・寄宿舍数と非木造の住宅・アパート数の合計は**6,683棟**である。
- 災害時に住民が平時通りに廃棄物を排出した場合、収集体制の構築が間に合わず、平時の排出場所が廃棄物であふれてしまう。
- 断水した場合、普段利用している水洗トイレが使用できなくなるため、その代替のトイレを早期に確保する必要があり、携帯トイレ等の使用が想定される。

### 【集合住宅で発生する課題例】

- ① 平時のゴミステーションだけでは災害時のごみを受け入れきれない
- ② 携帯トイレ等からの悪臭発生・生活環境の悪化

**⇒複数世帯からの様々なごみ種の排出秩序の維持が必要**  
**（回収ができない場所にも廃棄物が排出される）**

# 仮置場の必要性に係る検討

## 過去の事例（熊本地震）

- 平成28年熊本地震では、地震発生直後から、地域のごみステーション（地震前は約700箇所）には家庭ごみとともに地震に伴い発生したガレキ類が大量に集積し始めた。
- 発災して1週間程度で再開した委託業者による回収も、日々大量に排出されるガレキのためステーションにとどまらずその周辺の道路にもあふれるような状態になり、回収が徐々に困難になっていた。
- 道路上まで片付けごみのはみ出して置かれることで通行障害が生じたり、身近な空地や道路脇等に災害廃棄物が自然発生的に集積（無人の集積所の発生）され、片付けごみが混合化するといった様々な課題が生じた。



発災直後の町内ごみステーションの状況

# 仮置場の必要性に係る検討

平時の延長で片付けごみを回収することで発生する課題

## 片付けごみの混廃化

- 平時の排出場所に片付けごみを排出してもらう場合、生活ごみ等と混廃化する恐れがある。これまでの災害でも自治体が管理していない排出先は混廃化してしまい、様々な問題が生じている。

【問題①：処理施設への直接搬入ができない】

- ✓ 混廃化することで処理施設での受入が困難な性状になることから、直接、処理施設に搬入することができないことが多い。

【問題②：片付けごみと生活ごみを分別しながら回収する手間が生じる】

- ✓ 生活ごみと片付けごみが何重にも重なることで、回収時に作業員が分別しながら回収する手間が発生する。
- ✓ 生活ごみの回収が遅れることで害虫・害獣発生等、生活環境保全上の問題が発生する恐れがある。

**混廃化してしまった廃棄物を分別するための保管場所（仮置場）は必要不可欠**

# 【参考】過去災害の回収戦略

## ①自治体が設置・管理する一次仮置場へ住民にできるだけ搬入してもらう戦略

- 令和6年能登半島地震等の被災自治体の実施（最もオーソドックスな戦略）
- 片付けごみの排出量が多く、排出時期が早い災害の場合に、集積所の閉塞による片付けごみの混合化や回収車両の不足による道路交通への支障を回避するための戦略
- 搬入車両（住民）、搬出車両が往来できる広い面積を持つ一次仮置場を複数確保することができ、分散配置できる場合で、仮置場の管理・運営人員の確保が必要

### 【メリット】

- 職員が分別指導することにより、片付けごみの混合化を防ぐことができる。
- 戦略②と比較して片付けごみを回収する車両が少なくて済む。
- 住民にとっては自治体の回収を待たずとも片付けごみを持って行くことができる。

### 【デメリット】

- 仮置場の数が増えると、配置する職員数が多くなる。管理が非効率となる。
- 仮置場の面積が狭いとすぐに逼迫し、片付けごみが混合化する懸念がある。また仮置場の数が少なすぎると、交通渋滞の発生や無人の集積所が発生する可能性がある。
- 仮置場までの運搬が住民にとって負荷となる。

# 【参考】過去災害の回収戦略

## ②町会や自治会が設置・管理する集積所（地区集積所）や自宅の敷地内外に排出してもらい回収する戦略

- 平成28年熊本地震や平成30年7月豪雨等の被災自治体を実施
- 戦略①の採用が困難な場合で、片付けごみの巡回回収・戸別回収に要する車両・人員を確保することができ、町会・自治会による集積所の管理体制の構築が可能な場合の戦略
- 片付けごみの集積量以上を回収するための体制の構築が必要
- 町会や自治会等からの協力が必要

### 【メリット】

- 住民は一次仮置場まで運搬しなくてもよいため負荷が軽減される。
- 自家用車がない等の仮置場へ搬入できない住民もごみ出しを行うことができる。
- 仮置場を管理するために配置する職員を少なくできる。（※各集積所の巡回は必要）
- 分別が徹底され、処理先を確保できる場合、地区集積所・戸別回収場所から直接処理施設へ搬出できる。

### 【デメリット】

- 片付けごみの排出される場所が複数に分散するため、回収車両が多く必要となる。
- 回収のため、グラップル等のアタッチメント付の重機を複数確保する必要がある。
- 平時から町会や自治会等との調整・協議が必要であり、調整に時間を要することがある。
- 町会や自治会等に管理を依頼する期間が長くなると、徐々に片付けごみが混合化することが懸念される。（住民の負荷が大きい）

# 【参考】過去災害の回収戦略

## ③回収希望があった住民のみ自宅の敷地内外に排出してもらい市が回収する戦略

- 令和元年房総半島台風（台風15号）の被災自治体が実施。
- 戦略①の採用が困難な場合で、片付けごみの個別回収に要する車両・人員を確保することができる場合の戦略
- 片付けごみの集積量以上を回収するための体制の構築が必要
- 申請受付窓口の設置が必要

### 【メリット】

- 住民は仮置場まで運搬しなくてもよいため負荷が軽減される。
- 自家用車がない等の仮置場へ搬入できない住民もごみ出しを行うことができる。
- 回収数を把握できるため、回収体制の必要規模を検討しやすい。（※ただし発災直後は困難）
- 仮置場を管理するために配置する職員を少なくできる。（※各集積所の巡回は必要）

### 【デメリット】

- 片付けごみの排出される場所が複数に分散するため、回収車両が多く必要となる。
- 回収のため、グラップル等のアタッチメント付の重機を複数確保する必要がある。
- 回収状況を見て申請者以外の住民が未申請で排出することを誘発する可能性がある。

# 【参考】過去災害の回収戦略

## ④戦略①と戦略②（③）を併用する戦略

- 東日本大震災、令和元年台風第19号（東日本台風）等の被災自治体が実施。
- 戦略①～③の各デメリットを緩和させることを目的とした戦略
- 回収体制構築のための人員・一次仮置場の管理・運営に係る人員確保が必要
- 地区集積所を広範囲に設置することが必要なため、町会や自治会等からの協力が  
必要

### 【メリット】

- 自家用車がない等の仮置場へ搬入できなくなった住民もごみ出しを行うことができる。
- 処理施設へ搬入する分だけ、仮置場への搬入車両の集中を防ぐことができる。
- 住民にとっては自治体の回収を待たずとも片付けごみを持って行くことができる。
- 分別が徹底され、処理先を確保できる場合、地区集積所・戸別回収場所から直接処理施設へ搬出できる。

### 【デメリット】

- 戦略①又は戦略②のみを採用する場合と比較して、必要な人員や収集運搬車両の総数が多く必要となる場合がある。

# 災害時に発生する廃棄物の基本的な対応方針（案）

## 前提条件/各主体の役割

### 【①：地区集積所の開設】

- 被災した住民が片付けごみを持ち込むために開設する。（**近隣の公園を想定**）
- 廃棄物を保管する面積が限られること、住民が車両を使って持ち込むことが難しいことから、**受入品目を限定して開設する。**

（想定する受入品目⇒**住民が持ち込めるもの**）

**家電4品目以外の家電、40cm以上※の金属・プラごみ、布団、その他処理困難物**

※令和6年度ごみ・リサイクルカレンダーを参考に設定

- ある一定の範囲で多くの施設を開設する場合を想定し、管理は地域コミュニティに協力してもらうことを想定する。ただし、市職員も各地区集積所の巡回を行う。

主体	役割
市	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 平時から地区集積所候補地を選定する。</li><li>・ 発災初動期に、災害規模に応じて開設する地区集積所を速やかに検討する。</li><li>・ 各地区集積所を巡回し、適切に廃棄物を管理する。</li></ul>
住民	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 対象の廃棄物を可能な限り、地区集積所に持ち込む。</li><li>・ 市が定めた分別に基づき、廃棄物を排出する。</li><li>・ （地域コミュニティ）市の協力依頼に基づき、地区集積所を適正に管理する。</li></ul>

# 災害時に発生する廃棄物の基本的な対応方針（案）

## 前提条件/各主体の役割

### 【②：片付けごみの戸別回収の実施】

- 市が管理できていない場所に混廃化した廃棄物が発生することを避けるため、品目を限定して市が回収を行う。

（想定する回収品目⇒**地区集積所に持ち込むことが困難な重量の片付けごみ**）

**家具・家財、ソファ・マットレス、畳、家電4品目、ブロック・がれき類、石膏ボード・スレート**

- 生活ごみの回収体制の再構築を優先するため、発災から一定期間は片付けごみの排出を控えるように住民に協力を促す。
- 品目によっては生活ごみ等と併せて回収する。

（想定する回収品目⇒**生活ごみと併せて袋に入れて回収するもの**）

**40cm以下※の金属・プラごみ、ガラス・陶磁器、生木、携帯トイレ**

※令和6年度ごみ・リサイクルカレンダーを参考に設定

主体	役割
市	<ul style="list-style-type: none"><li>● 平時から災害時の回収体制を検討する。（協定の充実化）</li><li>● 発災初動期に、速やかに平時の回収体制を再構築し、災害規模に応じて片付けごみの戸別回収体制を構築する。</li></ul>
住民	<ul style="list-style-type: none"><li>● 廃棄物の回収が再開するまで廃棄物の排出を控える。（自宅で保管する）</li><li>● 市が定めた分別等に基づき、廃棄物を排出する。</li></ul>

# 災害時に発生する廃棄物の基本的な対応方針（案）

## 前提条件/各主体の役割

### 【③：一次仮置場の開設】

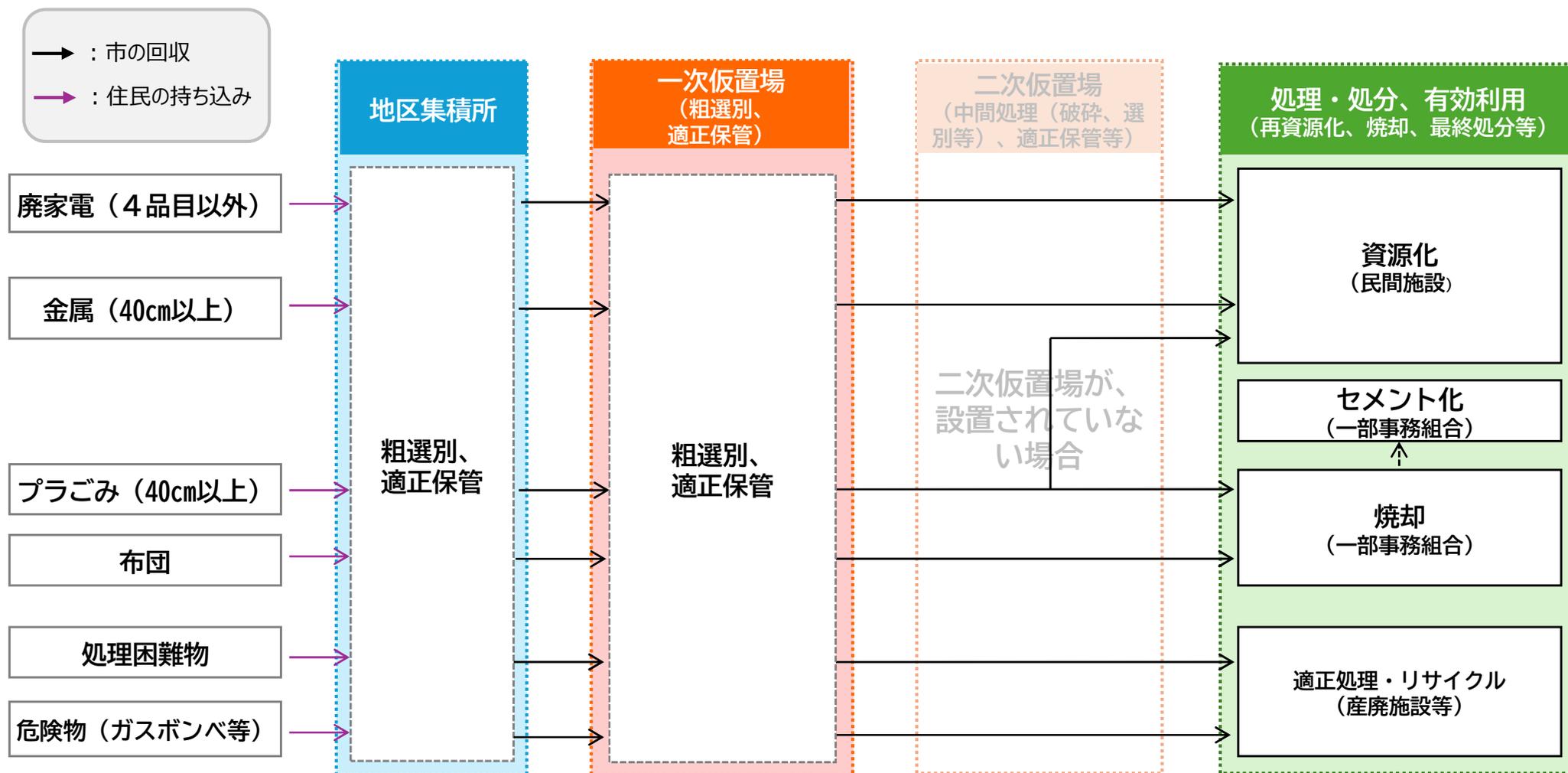
- 地区集積所、戸別回収により発生した片付けごみを細分別、保管するために比較的面積の大きい場所に開設する。
- 地区集積所が逼迫しないようなるべく早期に開設する。
- 面積が限られることから、品目によっては直接処理施設に搬入できるように調整する。
- 倒壊した家屋の解体により発生した廃棄物の搬入も想定する。

主体	役割
市	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 平時から一次仮置場候補地を選定する。</li><li>・ 平時から管理体制について検討する。</li><li>・ 発災初動期に、災害規模に応じて開設する一次仮置場を速やかに検討する。</li><li>・ 搬出先との受入調整を実施する。</li></ul>
住民	- (住民は一次仮置場には搬入しない)

# 各廃棄物の回収フロー案（地区集積所への持ち込み）

## 【回収フロー案の概要】

- 廃棄物を保管する面積に限りがあること、片付けごみが道路上まではみ出して置かれることで通行障害等が発生する恐れがあるため、品目を限定して住民が廃棄物を持ち込む。
- 地区集積所に持ち込まれた廃棄物は、一次仮置場もしくは処理施設に搬出する。

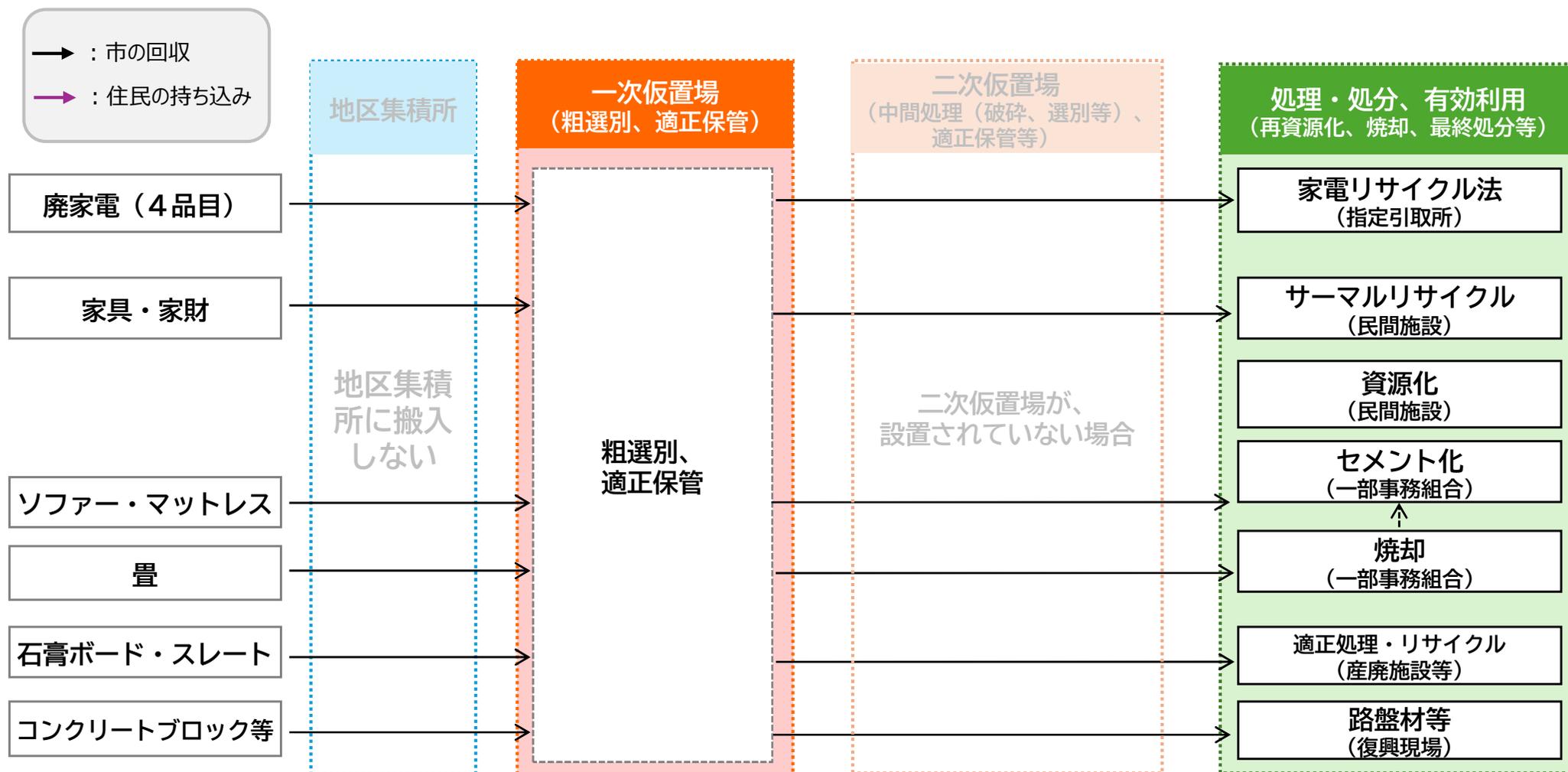


※一次仮置場や二次仮置場には搬入せず、直接、処理施設等に搬入する場合も想定する

# 各廃棄物の回収フロー案（片付けごみの戸別回収）

## 【回収フロー案の概要】

- 住民が地区集積所に持ち込むことができない重量の廃棄物のみ市が戸別回収を行う。
- 回収した廃棄物はその後の処理の効率化のため、一次仮置場に搬入する。
- 生活ごみとの混廃化防止のため、回収場所と時間を限定する。（緊急仮置場を想定）

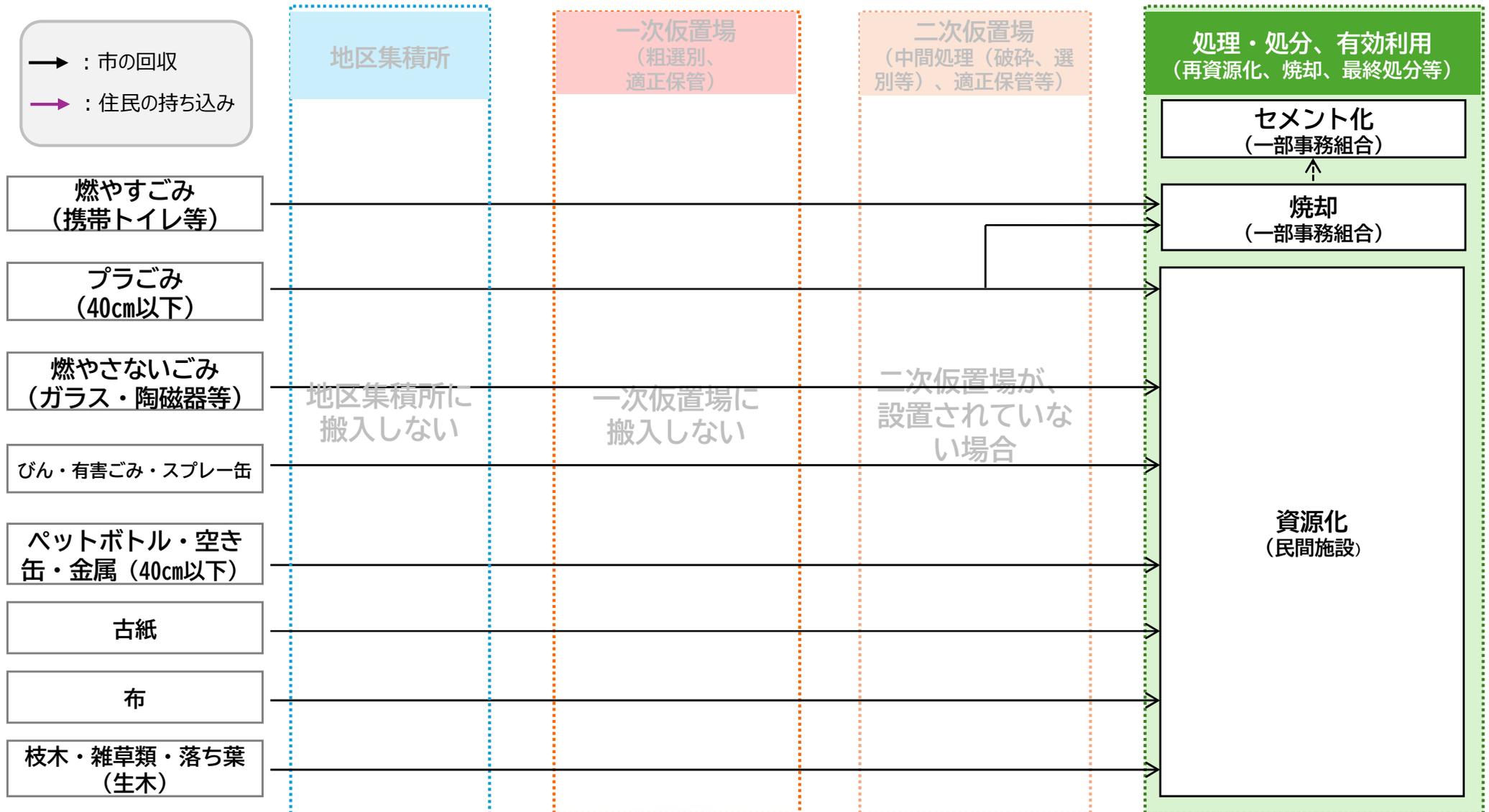


※一次仮置場や二次仮置場には搬入せず、直接、処理施設等に搬入する場合も想定する

# 各廃棄物の回収フロー案（平時の回収品目と併せた戸別回収）

## 【回収フロー案の概要】

- 廃棄物を保管する面積に限りがあるため、袋に入る片付けごみは平時の回収と併せて排出する。

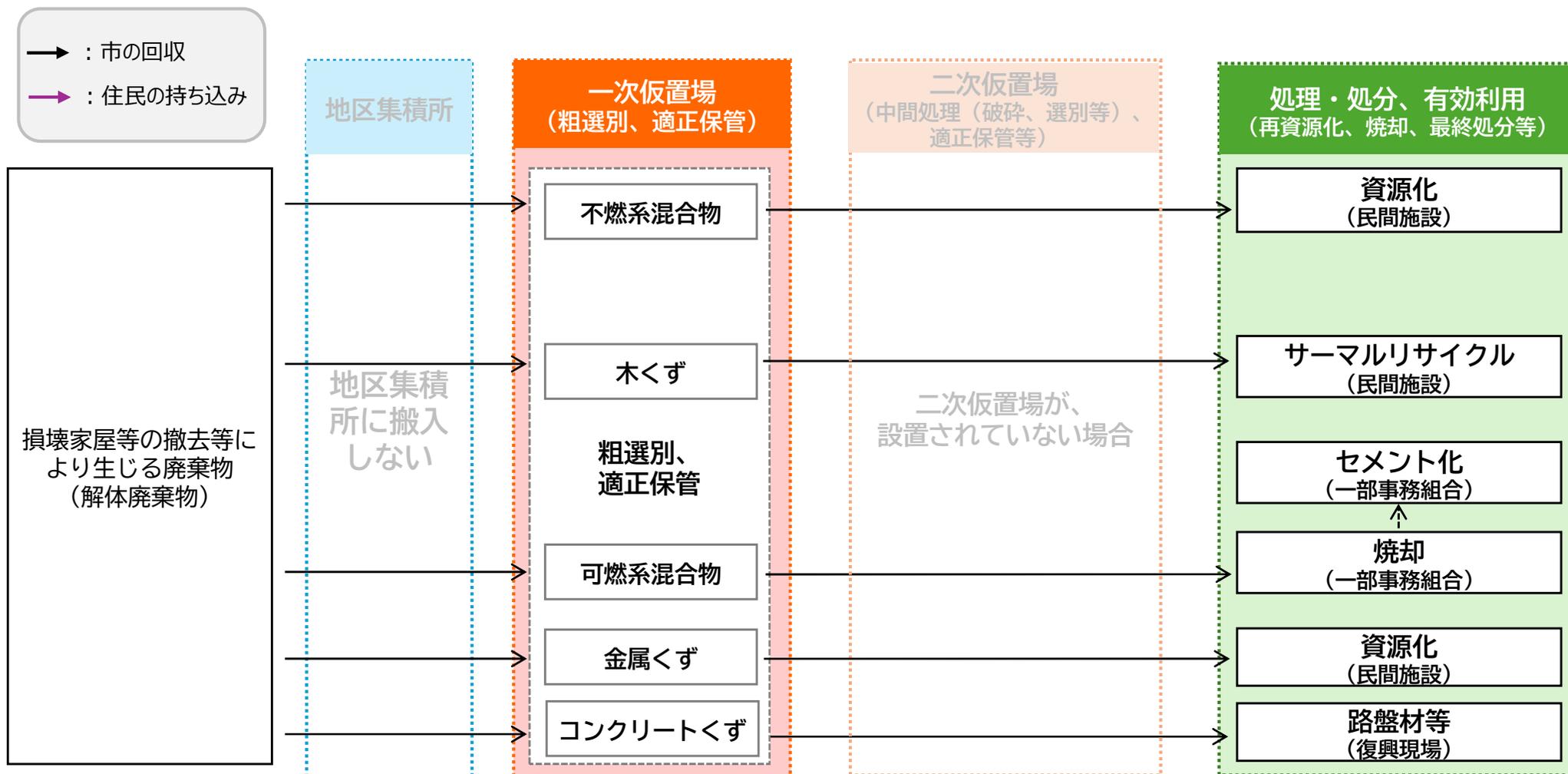


# 各廃棄物の回収フロー案（解体廃棄物）

## 【回収フロー案の概要】

※前審議会資料より

- 最大規模の災害が発生した場合、市から約14万トン※の解体廃棄物が発生する。
- 発生した解体廃棄物を一次仮置場に搬出する。
- 二次仮置場が設置されている場合は、二次仮置場に搬出することを調整する。



※一次仮置場や二次仮置場には搬入せず、直接、処理施設等に搬入する場合も想定する